

令和6年度「里山整備事業」事業概要

化石燃料の普及に伴い里山で木々の伐採が行われなくなったことにより荒廃した里山の再生、森林の持つ様々な機能の発揮や地元産木材の利活用の促進による地域活性化を図るため、里山整備及び森林資源を有効活用していく活動に対して支援を行います。

○対象者

- ① 里山整備及び木材活用に取り組む法人
- ② 林業事業体
- ③ 生産森林組合
- ④ 自治会
- ⑤ 3名以上で組織する団体

※ 次の項目を全て満たしていることが条件です

- ・ 魚沼市内に住所を有する者であること
- ・ 市税等の滞納がないこと
- ・ 木炭の生産及び販売を主業としていないこと

○対象地

- ①市有林（旧慣使用地：従来から集落が管理している土地を含む。）、②集落林、③生産森林組合所有林、④私有林

※2 登記簿上で「山林」となっている場所であり、かつ本事業を活用した整備が行われていない場所を基本とします。

※3 魚沼市、新潟県及び（公社）新潟県農林公社等が造林を行った森林（●●造林地）については本事業の対象外ですのでご注意ください。

○対象期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

○補助内容

補助対象経費	補助対象額
伐採費 (下草刈含む)	面積1haあたり310,000円以内 ・ <u>下草刈りは伐採範囲全体を実施</u> する。 ・ 伐採については主伐または3割程度の間伐とする。
集材費 (山土場まで)	● 広葉樹の場合 集材量1m ³ あたり18,000円以内 (4～8月は1m ³ あたり6,000円以内を加算) ※ <u>次の樹種は対象外</u> ですのでご注意ください ①ホウノキ、②クルミ、③コシアブラ、④クリ、⑤キハダ、 ⑥ウルシ、⑦キリ ● 木材を自己消費及び販売する場合 集材量1m ³ あたり3,000円以内
安全講習受講料	実費（1人あたり上限11,000円）

○申請の流れ

①実施計画書の提出

- ・事業実施予定がある場合は、**令和6年3月25日(月)までに実施計画書を提出してください。**

※申請多数の場合は、補助金額の調整を行うことがあります。

②補助金交付申請書類の提出

事業を実施する前に必ず申請を行ってください。

- ・補助金交付申請書及び事業計画書
- ・事業実施者名簿
- ・実施予定場所がわかる図面（1/5000 又は 1/2500 程度）
- ・市税の納税状況の確認に関する同意書

※市外からの転入者又は同意しない場合は納税証明書（滞納がない証明）を添付

- ・伐採届の写し **※伐採に着手する30～90日前に提出が必要です。**
手続き等の詳細は別添の「伐採造林届出書作成の手引き（令和6年1月版）」をご確認ください。

※作業地内が保安林の場合は、県から通知された「保安林内間伐計画の適合通知書」の写しなどを添付してください。

③事業内容の変更を行う場合

補助金交付決定を受けた事業内容を変更する場合（伐採面積や集材量を増やしたい又は減らしたい場合など）は、事前に次の書類を提出し承認を受ける必要があります。

- ・里山整備事業変更承認申請書
- ・変更理由書（任意様式）
- ・変更前後の範囲がわかる図面

伐採実施面積の増減を伴う変更の場合のみ添付してください。

④補助金実績報告書類の提出

事業完了後、速やかに「補助金実績報告書」に次の書類を添付して提出してください。

区分	提出書類	確認方法
伐採費	・実施場所がわかる図面（1/5000 又は 1/2500 程度） ・実施地点確認表 ・作業前・作業後の全景写真及び作業中写真	GPS 等による簡易測量及び写真等による確認 <u>（状況により現地確認・調査を実施）</u>
集材費	・木材搬出量報告書 ・計測時写真 ・搬出量全体写真	実測体積量により積算 （市職員による実測を行います）
受講料	・講習会参加者名簿 ・講習会受講の領収書の写し ・受講時の写真	実施した講習会の参加名簿、領収書等による確認

※集材費及び受講料について、該当しない場合は書類の添付は不要です。

⑤補助金確定及び交付手続き

補助金実績報告書に基づき補助金額を確定し通知しますので、通知に基づき請求書を市へ提出してください。提出後に補助金を交付します。

【問い合わせ先】魚沼市 産業経済部 農林整備課 林政係（TEL793-7740）